

第 19 号議案

桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

桶川市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年桶川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有する<u>者</u></p> <p>(支給の額)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有する<u>もの</u></p> <p>(支給の額)</p>
<p>第4条 <u>医療費の支給の額</u>は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)の額とする。ただし、対象者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき支給の対象としない。</p>	<p>第4条 <u>市長</u>は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)の額をこの条例による医療費として支給するものとする。ただし、対象者の責め(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき支給の対象としない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者の前</p>

年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費の支給については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の支給を受けようとする対象者又はその保護者は、規則の定めるところにより、その受給資格の登録を受けなければならない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、その受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、第3条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請をした

(受給者証等)

第6条 市長は、前条の規定により登録したときは、当該対象者(以下「受給者」という。)に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、前条の登録の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 医療費の支給は、受給者又はその保護者の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係る医療費を受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者又はその保護者に対して、医療費の支給があつたものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給者又はその保護者は、受給者

者について、第3条に定める対象者として受給資格の登録をしない場合は、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

(受給者証等)

第6条 市長は、前条第2項の規定により登録し、第4条第1項及び第3項の規定により医療費の支給を行う場合は、当該医療費を受給する受給資格登録者(以下「受給者」という。)に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、第4条第2項の規定により医療費の支給を行わない場合は、規則で定めるところにより、当該受給資格登録者に通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 医療費の支給は、受給者又はその保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付(受給者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市長が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。)を実施する場合及び受給者が市長の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係る医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者に対して、医療費の支給があつたものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格登録者又はその保護者

に係る資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

は、**その**資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 **受給資格登録者は、規則の定めるところにより、所得の状況について、市長に届け出なければならない。**

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条、第6条第1項（「登録したとき」を「登録し、第4条第1項及び第3項の規定により医療費の支給を行う場合」に改める部分に限る。）、同条第2項及び第7条第2項（「受給者」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付（受給者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市長が受給者に代わつて医療費を当該医療機関に支払うことをいう。）を実施する場合及び受給者」に改める部分に限る。）の改正は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前における医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

埼玉県の未就学児を対象とした県内全域での一部負担金の窓口払廃止（現物給付）及び所得制限導入の見直しに伴い、市独自で未就学児以外の受給者も含めて現物給付を実施し、及び所得制限を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。